

快適トイレ (イメージ)

快適トイレの標準仕様(案)

1. トイレに求める機能

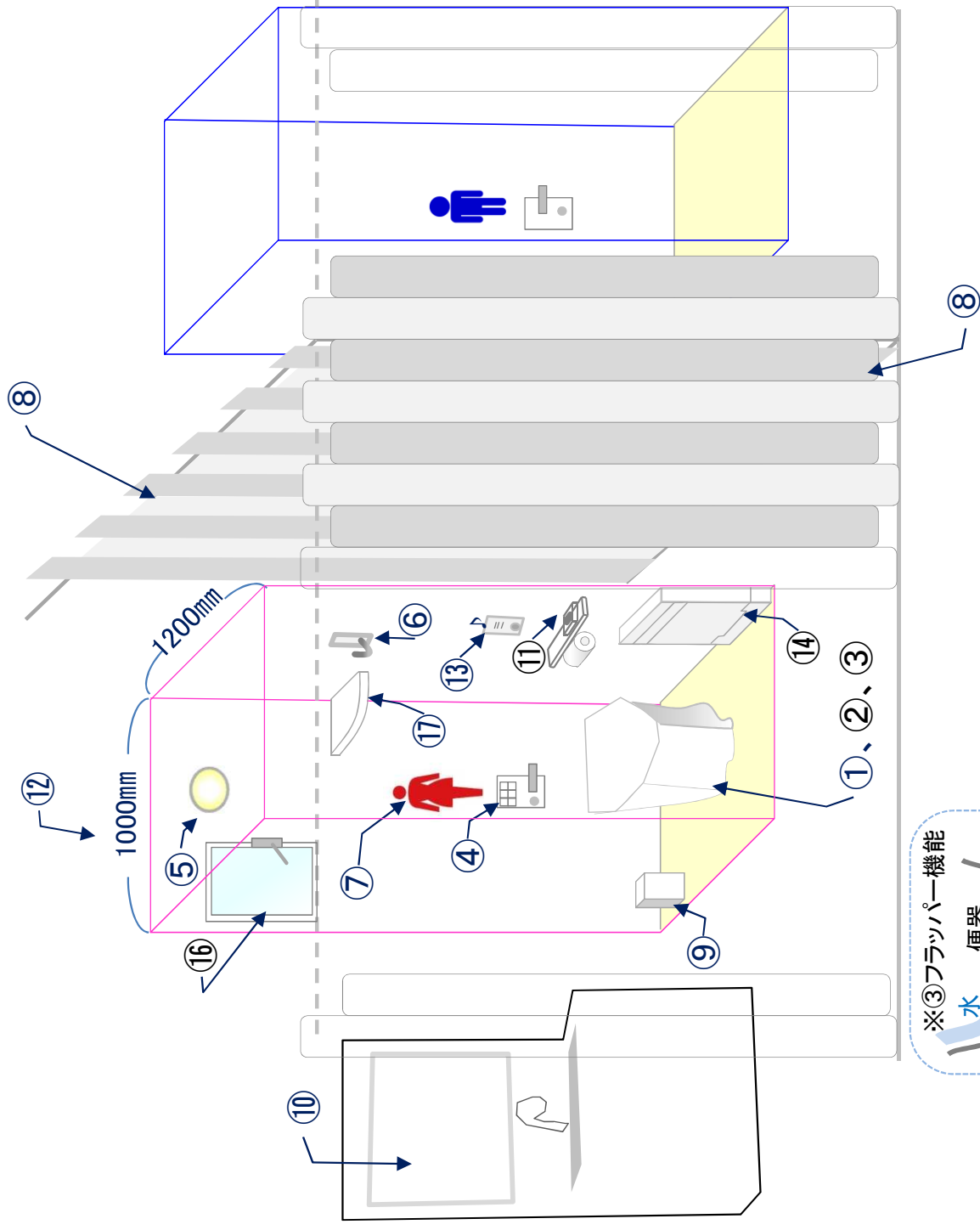
- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラップパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
こと)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないこ
とを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入
口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

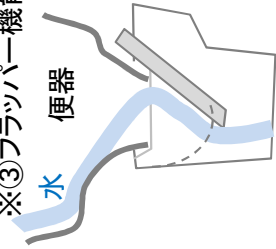
- ⑫室内寸法900 × 900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィットイングボード
- ⑮フラップパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットパー予備置き場)



※③フラップパー機能

水

便器



建設現場「快適トイレ」の取組

～直轄工事は「快適トイレ」を基本とします！～

平成28年8月4日

国土交通省 大臣官房 技術調査課

建設現場「快適トイレ」の導入

今後の取り組み

- ① 建設現場の仮設トイレについて、**平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する工事**について、**快適トイレ**※(女性も活用しやすいトイレ)の**設置を基本**とし、職場環境改善を促進します。また、その費用は、積算上考慮します。
- ② 既契約済工事については、受発注者で協議の上、現場のトイレを快適トイレに変更する場合は、その費用について、10月1日から導入する工事と同様に発注者が負担することとします。(平成28年10月1日以降協議して導入する場合)
- ③ レンタルが中心の建設現場の仮設トイレが快適トイレに変わることで、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待されます。

※「快適トイレ」事例集を作成し公表(9月中旬目処)します。

(国交省HPIにて、快適トイレの標準仕様を満たすトイレ商品を募集します。)

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>)

快適トイレ



快適トイレとは

快適トイレとは、以下の標準仕様を満足したトイレとし、今後、直轄工事の現場において、快適トイレの導入を基本とします。

快適トイレの標準仕様

1. トイレに求める機能	2. 付属品として備えるもの
<ul style="list-style-type: none"> ①洋式便座 ②水洗(簡易水洗も含む)、又は、し尿処理装置付き ③臭い逆流防止機能付き(フラッパー機能付き) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る) ④容易に開かない施錠付き(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの) ⑤照明設備(電源がなくても良いもの) ⑥衣類掛け等のフック付きまたは荷物置き場の設備付き(耐荷重5kg以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ①男女別の明確な表示(女性が現場にいる場合に必須) ②入口の目隠し版の設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) ③サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) ④鏡付き洗面台 ⑤便座除菌シート等の衛生用品
	<h3>3. 推奨する仕様、付属品</h3> <ul style="list-style-type: none"> ①室内寸法900mm×900mm以上(半畳程度以上) ②擬音装置 ③フィッティングボード ④フラッパー機能の多重化 ⑤窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑥小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

※1及び2の項目は、必ず備えるものとする

※3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用出来ると思われるもの

※快適トイレに関する費用は、45,000円/基・月を上限に男女別で設置した場合は、2基まで費用計上します。上限を超える費用については、受注者は、積算項目内の「イメージアップ経費(率分)」にて計上可能とします。

タイプ別事例

参考

タイプ別設置状況写真



建設現場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ～i-Construction 時代の働き方～

平成28年5月19日
記者発表

1. 国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、入札時の技術者評価において技術者の出産等の特例を平成28年度から全面導入します。
2. また、ワーク・ライフ・バランス（WLB）に取り組む企業が増加するよう、直轄工事の発注時に WLB 関連認定制度を活用した評価の枠組みを導入します。
3. 建設現場においても、女性技術者等に不評であったトイレについて、快適トイレ（女性も活用しやすいトイレ）を原則化するなど、職場環境の改善等をさらに進めます。

国土交通省においては、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めてきたところですが、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）等を踏まえ、平成28年度から次のとおり取り組んでまいります。

- ① 出産等が不利にならない仕組みづくり（技術者の出産等の特例）
入札時の技術者評価において、出産・育児等で休業していた期間を評価対象期間から控除することについて、全ての工事を実施します。
- ② 業界全体の WLB 推進
建設業界で WLB に取り組む企業が増加するよう、直轄工事の発注時において認定制度を活用した評価の枠組みを導入します。
※一般土木 A 等級等の工事を対象（段階的選抜方式において評価）に平成30年度での全面的な導入を目指し、今年度から一部工事着手します。他の工事等については、取組み状況等を踏まえて導入時期等を判断してまいります。
- ③ 長時間労働の改善
長時間労働の要因の一つとなっている、発注者への提出が必要な書類について、i-Construction（アイ・コンストラクション）による ICT 土工の全面的な活用により検査書類を大幅に削減します。
- ④ 週休2日モデル工事の更なる拡大
平成26年度から取り組んでいる週休2日モデル工事については、平成27年度は56件実施しました。平成28年度は、倍増以上の件数となるよう、更なる拡大に取り組めます。
- ⑤ 快適トイレの原則化
建設現場の仮設トイレについて、本年夏頃を目途に快適トイレ（女性も活用しやすいトイレ）の設置を原則化し、職場環境を改善します。また、レンタルが中心の建設現場の仮設トイレが変わることにより、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待されます。

快適トイレの原則化

- ① 建設現場の仮設トイレについて、本年夏頃を目処に快適トイレ※（女性も活用しやすいトイレ）の設置を原則化し、職場環境を改善します。
- ② レンタルが中心の建設現場の仮設トイレが変わることにより、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待されます。

これまでの取り組み

- ・平成26年度から快適トイレを設置するモデル工事を実施。

H26: 7件

H27: 271件

今後の取り組み

- ・平成28年夏を目処に建設現場における快適トイレの標準仕様を決定。
- ・原則、全ての工事に導入

※快適トイレ: 洋式・防臭対策・施錠の強化などが実施され、女性も活用しやすい仮設トイレのこと

これまでのトイレ



快適トイレ

